

## 社外取締役の独立性基準

株式会社エス・サイエンス

当社の社外取締役（本人）又はその近親者（配偶者、二親等内の親族又は同居の親族）及び取引先等が、次のいずれかの項目に該当する場合、社外取締役として、独立性に欠けるものと判断されます。

- ① 当社の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の職員・従業員（以下まとめて「業務執行者」）である者、又は過去10年間にあった者。なお、その就任の前10年内のいずれかの時において当社の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう）であったことがある者であって、その役職への就任の前10年間に於いて業務執行者であった者。また、当社の関連会社、関係会社の業務執行者も同様であり、現在の親会社等並びに親会社の子会社の業務執行者も同様である。
- ② 当社の取引先であって、その直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から当該取引先のその事業年度の連結売上高の2%を超える金額の支払いを受領した者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）、若しくは当社を主要な取引先とする者。
- ③ 当社の取引先であって、当社の直前に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、当社のその事業年度の売上高の2%を超える金額の支払いを行った者、若しくは当社の主要な取引先である者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）。
- ④ 当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者、又は最近過去3年間に於いて当社の監査業務を実際に担当した者。
- ⑤ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（その価額の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。）を得ているコンサルタント、会計士、税理士等の会計専門家又は弁護士、司法書士、弁理士等の法律専門家である者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者）。
- ⑥ 当社と重大なビジネス上の関係や重大な利害関係（当社の直前に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社から受領した事実など）を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その業務執行者）。
- ⑦ 他の企業、組織への関わりにおいて、相互に役員を派遣するなど、当社の取締役又は執行役と重大な関係がある者。
- ⑧ 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を現在保有する主要株主である者（当該株主が法人等の場合は、その業務執行者である者又は最近5年間に於いてあった者）。